第 432 回　幹事会だより

１２月１８日（金）於 JR 尼崎・みなと　参加：12 人

○ 尼崎支部の会員数と組織率
　12/17 現在　医科 382 人（83.2％）、歯科 128 人（49.8％）
○ 医療をめぐる情勢と運動対策
　診療報酬改定、新型インフルエンザワクチン、県立塚口病院問題等について意見交換した。
○ 当面の支部活動
　3 月 26 日 (金)13：30 ～労働福祉会館にて新点数研究会を開催予定。
○次回の幹事会
　1 月 22 日 (金)20 時から立花・「鳥八」で開催。

お問い合わせは℡ 078-393-1803 長澤まで

健康情報テレホンサービス
＜２月のテーマ＞

通話料無料　（0120）979-451

月曜日	生理痛について
火曜日	歯磨き粉の効果と成分について
水曜日	げっぷから考えられる病気
木曜日	尿が近い
金土日	サプリメントの利用法

※テレホンサービスは、協会のホームページでもご覧いただけます。既放送分も掲載しています。

http://www.hhk.jp/

他の医師賠償責任保険にご加入でない先生方にお勧めします。

医師賠償責任保険

（毎月加入受付）

・医療上の事故、医療施設の事故を補償

協会の「休業保障制度」にご加入いただけない方や上乗せ補償をご希望の方にお勧めします。

所得補償保険　好評受付中

先生のご家族､スタッフもご加入いただけます。

うつ病等の精神障害、認知症による就業不能も補償／入院による就業不能は1日目から補償／自宅療養（5日目から補償）、代診もOK／連続休業は最長2年補償／再発の場合も含めて通算1000日まで補償／地震などの天災によるケガも補償／協会「休業保障制度」に関係なくお支払い

2月20日締切（３月１日発足）ぜひご利用ください。

協会の新しい共済制度です！お問合せは共済部まで ☎ 078-393-1805

兵庫県保険医協会
尼崎支部ニュース
306 号
2010 年 1 月 25 日付

〒 660-0055　尼崎市稲葉元町 2 － 11 － 10　八木クリニック内
兵庫県保険医協会尼崎支部　TEL06-6417-6600　FAX06-6417-6011

新年のご挨拶

兵庫県保険医協会尼崎支部長
八木　秀満

新春のお喜びを申し上げます

昨年、新政権になって世の中が変わると期待された方が多いと思います。しかし、新型インフルエンザと同じで「鳩山政権はあまり大した事が無かった」と思ったのは私一人ではないでしょう。

「診療報酬のオンライン請求問題」は、「手書きレセプトでの請求は可能」、「レセ電可能レセコンありは選択制」となって、反対運動は一応の成果を挙げましたが、尚「レセ電不可能レセコンは将来、レセ電への移行義務あり」としています。足立政務官は、「医療のＩＴ化を推進する」と官僚の言うがままです。「脱官僚、政治主導」を目指す鳩山政権ですが、このことを見ても、なかなか難しいようです。神奈川と大阪の「義務化反対訴訟」は収束しますが、新たな「義務化問題」に取り組む必要があります。

今年の診療報酬改定では「プラス改定」とアナウンスされていますが診療所にとっては、まだまだ厳しい年になりそうです。２年後は介護保険との同時改定となりますので、今回ではその布石が打たれると思います。

皆様、今年も、社会保障の充実を実現するために、協会活動をすすめていきましょう。

謹賀新年

本年もよろしく
お願い申し上げます
幹事一同

医院経営セミナー

そのクレームは正当な内容ですか？

患者が抱く誤解を理解し毅然とした対応を

尼崎支部は、１月 16 日に医院経営セミナー「医療現場のトラブル対策～特に患者さんとのトラブルに対して～」を開催し、会員、職員ら 40 人が参加した。講師は、「日経ヘルスケア」に連載コラムを執筆するなど「なにわのトラブルバスター」として知られる大阪府保険医協会事務局次長の尾内康彦氏が務めた。

講師の尾内康彦氏

尾内氏がこれまで対応してきた「医療機関トラブル」には、「患者とのトラブル」「従業員とのトラブル」「悪徳業者とのトラブル」「その他のトラブル」があるが、今回は、医療機関における様々な「患者とのトラブル」におけるポイントが解説された。

尾内氏は、モンスターペイシェントとの関わりを恐れる医療機関から「診療拒否が可能か」を問う相談が増加傾向にあることを紹介し、「患者のモンスター化」や人格の「崩壊」の進行が、新自由主義思想がもたらす競争激化や規制緩和などの構造改革によって脅かされた「個人の安心」の肥大化に起因すると強調。医療費抑制政策のもとで、医療への対価を強く求めるようになった患者が、「専門医が診察すれば疾病の原因は必ずわかる」「医療はいつも安全」など６つの誤解を医療に対して抱いており、そのことを理解したうえで、出されたクレームが正当なものであるかどうかを見極めることが重要であると訴えた。

また、薬物依存症の患者、情緒不安定な患者、暴力団関係の患者などの事例をあげ、職員を守る姿勢を徹底させるよう勧めたほか、ストーカー患者の対応例、個人情報の扱いの留意点、未収金対策などについても触れ、「詳細に記録を取り、ＩＣレコーダーなども利用して証拠を残して警察にすぐに動いてもらうように」と呼びかけた。

豊富な相談事例に熱心に聞き入る参加者

参加者からは、「不自然な患者さんも増えてきているので役に立った」「自院のモンスターペイシェントへの対応の仕方を見直したい」「若い職員はクレームで受けるダメージが強くフォローが必要」「職員のトラブル対応など続編を企画してほしい」などの意見が寄せられた。

支部では、医院経営に役立つ題材をもとに今後も同様のセミナー企画する予定。

尼崎アスベスト訴訟　－第 14 回口頭弁論

原告が当時の粉塵飛散状況を示す映像を提出

12 月 25 日、旧クボタ神崎工場の周辺でアスベスト曝露による中皮腫で死亡し、クボタと国に損害賠償を求める第一次裁判の第 14 回目の口答弁論が神戸地裁大法廷で行われた。

12 月 25 日神戸地裁。第 14 回口頭弁論に向かう原告ら

原告側から、石綿の有害性がいつ頃から認知されていたかを示す番組（朝日放送、NHK 放送）の映像が資料として提出、上映された。

また、国の違法性を追及する論点として、旧労基法で「製造、輸入、販売目的の所持が禁止されている有害物質」にアスベストを指定していれば問題は起きなかったこと、昭和 35 年当時でアスベストの危険性が明らかになっていたにもかかわらず、国が「石綿を用いる業務ではできる限り窓を開放して粉塵を外に出す」よう奨励した厚労省指針をやめなかったのは違法であることの２点が追加された。

クボタは、原告側がこれまでに提出した論文に対する反論を行う予定。次回口頭弁論は、３月 29 日、午後２時から同地裁で開かれる。

県立尼崎・塚口病院再編問題

県が新病院を建設するとする基本構想案を発表

県病院局は１月 14 日、両病院を統合し新病院を建設するとする統合再編基本構想案を発表した。新病院の主な役割として、①阪神地域の基幹病院として、総合的な診療機能を生かした高度専門・特殊医療を中心とした政策医療を提供する、②総合的な救命救急医療体制の確立を図るため、周産期、小児、成人の救命救急医療を一体的に提供する、③医師の確保・育成を行うとともに、行政、大学等と連携し、医師派遣の拠点的機能を有するマグネットホスピタルとしての機能の確立を図るとし、救命救急センター、小児救急センター、総合周産期母子医療センター、高度専門医療センター等を兼ね備えた病床規模 700 床程度 (現在 800 床) の病院となる。

統合再編のあり方を議論していた「検討委員会」の報告書に沿った形で、整備財源の確保、跡地の医療・福祉施設としての活用を検討しながら、来年度中に基本計画を策定する。県は構想案に対するパブリックコメントを２月３日までに募集している。